決定）に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度市町村八十・〇％分」という。）	国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
(ｱ) 令和五年度市場公募都市に係るもの	
(ｲ) 令和五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
イ　アに掲げる事業以外の公共事業等（被災市街地復興特別事業に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度市町村七十二・〇％分」という。）	
(ｱ) 令和五年度市場公募都市に係るもの	
(ｲ) 令和五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
ウ　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度市町村六十・〇％分」という。）	
(ｱ) 令和五年度市場公募都市に係るもの	
(ｲ) 令和五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
エ　ア、イ及びウに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度市町村五十・〇％分」という。）	
(ｱ) 令和五年度市場公募都市に係るもの	
(ｲ) 令和五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	

国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額